「岡山県介護職員初任者研修事業者指定等に関する要綱 」の一部改正について

このたび、生活援助従事者研修の創設に伴い、以下とおり要綱の一部を平成３１年２月１日に改正することとしました。

|  |  |
| --- | --- |
| 新 | 旧 |
| 岡山県介護員養成研修事業者指定等に関する要綱第１ 趣旨岡山県における介護保険法施行令（平成１０年政令第４１２号。以下「政令」という。）第３条第１項第１号ロの規定に基づく介護員養成研修事業者（以下「事業者」という。）の指定及び介護員養成研修（以下「研修」という。）の指定については、政令及び介護保険法施行規則（平成１１年厚生省令第３６号。以下「省令」という。）及び介護員養成研修の取扱細則について（介護職員初任者研修・生活援助従事者研修関係）（平成２４年３月２８日付け老振発第０３２８第９号厚生労働省老健局振興課長通知。以下、「通知」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。第２ 定義(1) この要綱において「介護職員初任者研修」とは、省令第２２条の２３に規定する介護職員初任者研修課程をいう。(2) この要綱において「生活援助従事者研修」とは、省令第２２条の２３に規定する生活援助従事者研修課程をいう。(3) この要綱において「通学制」とは、研修における講義を通学の方法で行うことをいう。(4) この要綱において「通信制」とは、研修における講義の一部を通信の方法で、残りを通学の方法で行うことをいう。第３　事業者の指定事業者の指定は、次により知事が行う。(1) 指定の要件事業者の指定を受けようとする者は、次に掲げる要件を満たさなければならない。ア　政令第３条第２項各号に掲げる要件イ　法人格を有すること。ウ　県内に、研修に係る事務を着実に処理することができる事業所を有すること。エ　事業者の指定を受けようとする者又はその代表者が、本県において事業者の指定の取消処分を受けていないこと又は取消処分を受けた日の翌日から起算して５年間を経過していること。なお、事業者の指定を受けようとする者の役員が次の各号のいずれかに該当する場合は、指定を受けることができない。ア　暴力団員等（岡山県暴力団排除条例（平成２２年岡山県条例第５７条）第２条第３号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）に該当する者イ　暴力団（岡山県暴力団排除条例第２条第１項に規定する暴力団をいう。以下同じ）又は暴力団員等の統制下にある者ウ　暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者(2) 申請手続事業者の指定を受けようとする者は、初回の研修の開始予定日の３か月前の日までに、介護員養成研修事業者指定申請書（様式第１号）に、次に掲げる書類を添付して、知事に提出しなければならない。ただし、知事が特別な理由があると認めた場合はこの限りでない。また、この指定と併せて第４の規定による研修の指定を受けようとする者にあっては、ア（省令第２２条の２６第１項第４号から第６号までに係るものに限る。）及びイに掲げる書類の添付は、省略することができる。ア　省令第２２条の２６第１項第４号及び第６号から第８号までに掲げる書類並びに同項第５号に掲げる事項を記載した書類イ　研修を通信制で行おうとする場合にあっては、省令第２２条の２６第２項第２号及び第３号に掲げる書類ウ　登記事項証明書（ただし、地方公共団体が申請する場合を除く。）エ　資産の状況に関する書類（直近の損益計算書及び貸借対照表又はこれらに準ずる書類。ただし、地方公共団体が申請する場合を除く。）オ　会社案内冊子等の事業者の業務概要がわかる印刷物、事業者組織図カ　その他指定に関し知事が必要と認める書類(3) 申請書の補正知事は、申請書の内容に不備があると認めるときは、申請者に対し相当の期間を定めて補正を求めることができる。(4) 申請内容に関する報告又は実地調査知事は、指定の審査に当たり、申請者に対し必要に応じて報告を求め、又は実地調査を行うことができる。第４ 研修の指定研修の指定は、次により知事が行う。(1) 指定の要件研修の指定を受けようとする研修は、次に掲げる要件を満たさなければならない。ア　省令第２２条の２７に規定する基準を満たすこと。イ　第６から第９までの規定を満たすこと。(2) 申請手続事業者又は事業者の指定を受けようとする者（以下「事業者等」という。） は、研修の指定を受けようとするときは、研修の開始予定日の３か月前の日までに、介護員養成研修指定申請書（様式第２号）に次に掲げる書類を添付して、知事に提出しなければならない。ただし、知事が特別の理由があると認めた場合はこの限りでない。ア　省令第２２条の２６第１項第４号及び第６号に掲げる書類並びに同項第５号に掲げる事項を記載した書類イ　研修を通信制で行おうとする場合にあっては、省令第２２条の２６第２項第２号及び第３号に掲げる書類ウ　日程、講師等一覧（様式第３号又は様式第３号の２）エ　実習計画一覧（様式第４号又は様式第４号の２）オ　研修の収支予算書カ　その他指定に関し知事が必要と認める書類(3) 規定の準用第３－（３）及び（４）の規定は、研修の指定の申請手続について準用する。(4) 受講者の募集事業者等は、研修の指定を受ける前に、当該研修に係る受講者の募集を行ってはならない。また、事業者は、受講申込受付時又は初回の講義時には受講申込を行った者が本人であるかどうかを公的証明書により確認しなければならない。第５ 変更又は廃止、休止若しくは再開の届出(1) 変更の届出事業者は、申請書の記載事項又は第３－（２）若しくは第４－（２）に掲げる書類に変更があったときは、１０日以内に介護員養成研修変更届出書（様式第５号）を、知事に提出しなければならない。(2)事業者の指定廃止の届出ア　事業者は、第３の規定により指定を受けた事業者の指定を廃止するときは、廃止することとした日から１０日以内に介護員養成研修事業者廃止（休止・再開）届出書（様式第６号）を知事に提出しなければならない。イ　事業者から届出がなく、研修が直近の研修修了日又は指定日から２年間実施されない場合は、研修事業を廃止したものとみなす。(3) 事業者の休止又は再開の届出ア　事業者は、第３の規定により直近の研修修了日又は指定日から１年以上２年以内の期間研修を実施しないときは、休止することとした日から１０日以内に介護員養成研修事業者廃止（休止・再開）届出書（様式第６号）を知事に提出しなければならない。イ　事業者は研修事業を再開するときは、研修開始日の３か月前までに、介護員養成研修事業者廃止（休止・再開）届出書（様式第６号）を知事に提出しなければならない。ウ　事業者から休止期間を過ぎても再開の届出が提出されないときは、研修事業を廃止したものとみなす。(4) 研修の廃止、休止又は再開の届出事業者は、第４の規定により指定を受けた研修を廃止し、休止し、又は再開したときは、それぞれの事由が発生した日から１０日以内に介護員養成研修廃止（休止・再開）届出書（様式第７号）を知事に提出しなければならない。第６ 研修科目等(1) 政令第３条第１項第２号に規定する基準に適合する研修科目、研修時間数及び通信形式で実施できる上限時間数は別紙１のとおりとする。(2) 研修科目ごとの内容等ア　カリキュラムは、別紙２又は別紙２の２のとおりとする。イ　講師の要件は別紙３又は別紙３の２、実習を行うことができる施設等は様式第４号又は様式第４号の２欄外記載施設とする。なお、講師については、考え方や内容の偏りが生じないよう適切に配置するものとする。　(3)介護職員初任者研修における科目の免除次の研修課程を修了している者は、当該研修課程がこの要綱に規定する介護職員初任者研修において履修すべき科目と一部重複するものと認められるため、通知の別添２で示す研修課程の一部を免除することができるものとする。ア　生活援助研修イ　入門的研修（「介護に関する入門的研修の実施について」（平成30年3月30日社援基発第0330第１号厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長通知）に規定するものをいう。以下同じ。）ウ　認知症介護基礎研修（「認知症介護実践者等養成事業の実施について」（平成18年3月31日老発第0331010号厚生労働省老健局長通知）に規定するものをいう。以下同じ。）エ　訪問介護に関する三級課程（「介護保険法施行規則第22条の23に規定するものをいう。以下同じ。）(4)生活援助従事者研修における科目の免除次の研修課程を修了している者は、当該研修課程がこの要綱に規定する生活援助研修において履修すべき科目と一部重複するものと認められるため、通知の別添７で示す研修課程の一部を免除することができるものとする。ア　入門的研修イ　認知症介護基礎研修ウ　訪問介護に関する三級課程第７ 実習の活用事業者は、研修を実施するにあたって実習を活用する場合は以下のとおり実施すること。(1) 実習を実施する科目は生活援助従事者研修における「こころとからだのしくみと生活援助技術」とし、実習を組み入れることができる科目は、介護職員初任者研修又は生活援助従事者研修における「職務の理解」及び「振り返り」とする。この場合、当該各科目の全ての項目又は一部の項目のみを実習にあてることができる。(2) 実習実施に当たっては、実習施設及び当該施設実習指導者との連携の下に作成した実習プログラムに基づいて適切に行うこと。(3) 実習施設においては、実習指導者を置くものとする。第８ 研修内容等の公開及び事業者情報の開示事業者は、研修の受講を希望する者に研修内容等を明示するため、別紙４に掲げる事項について、ホームページ上で公開しなければならない。第９ 修了評価及び修了証明書(1) 事業者は、カリキュラムの全てに滞りなく出席し、修了時の評価基準に達した者に対し、省令第２２条の２５の規定に基づく修了証明書（様式第８号）を交付するものとする。(2) 修了評価は、筆記試験により介護職員初任者研修にあっては１時間程度、生活援助従事者研修にあっては０．５時間程度実施するものとし、修了評価に要する時間はカリキュラムの時間数には含めないものとする。　　なお、修了評価とは別に介護に必要な基礎的知識の理解及び生活支援技術の習得状況の評価を、カリキュラム(9)の「こころとからだのしくみと生活支援術」で行うこと。(3) 事業者は、研修の一部を欠席した者で、やむを得ない事情があると認められる者については、補講を行うことにより出席したものとみなすことができる。ただし、カリキュラムの順序が著しく変動することのないように実施すること。 (4) 事業者は、別紙２又は別紙２の２に示す知識、技能等の習得が十分でない受講者について、必要に応じて補講等を行った上で再評価を行うこととし、基準に達するまで修了させないものとする。(5) 事業者は、研修修了者から修了証明書の再交付等を求められた場合は、速やかに再交付等を行わなければならない。第１０ 個人情報の保持(1) 事業者は、研修実施上知り得た研修受講者に係る個人情報を漏らしてはならない。(2) 事業者は、研修受講者が実習において知り得た個人情報の保持について、研修受講者が十分に留意するよう指導しなければならない。第１１ 関係書類の整備(1) 事業者は、研修に係る経理を他の経理と明確に区分し、会計帳簿、決算書類等研修実施に係る収支の状況を明らかにする書類を整備しておかなければならない。(2) 事業者は、研修への出席状況、成績、本人確認方法等研修受講者に関する状況を確実に把握し、記録しておかなければならない。(3) 事業者は、研修修了者名簿を永年保存し、その他の研修の実施に係る関係書類を研修の終了した年度から３年間保存するものとする。第１２ 研修実施報告事業者は、研修を終了した日から２か月以内に介護員養成研修実施報告書（様式第９号）に次に掲げる書類を添付して、知事に提出するものとする。ア　介護員養成研修修了者名簿（様式第１０号）イ　その他知事が必要と認める書類第１３ 研修の実施に関する実地調査、指示等(1) 知事は、必要があると認めるときは、事業者に対し、研修の実施に関する報告又は書類の提出若しくは提示を指示し、当該事業の実施状況及び当該事業に関する書類や設備、教材等を実地調査することができる。(2) 知事は、事業者に対し、研修の実施に関する内容の変更その他必要な指示をすることができる。第１４ 指定の取消し(1) 事業者の指定の取消し知事は、事業者が次のいずれかに該当するときは、事業者の指定を取り消すことができる。ア　申請、報告又は届出の内容に虚偽があったときイ　第３－（１）に掲げる要件を満たさなくなったときウ　第１３に定める調査・指示に従わないときエ　その他事業者として不適切と判断されるとき(2) 研修の指定の取消し知事は、指定した研修が次のいずれかに該当するときは、研修の指定を取り消すことができる。ア　申請、報告又は届出の内容に虚偽があったときイ　第４－（１）に掲げる要件を満たさなくなったときウ　事業者の指定を取り消したとき第１５　聴聞知事は、第１４の指定の取消しを行う場合には、事業者に対する聴聞等必要な手続きを行うものとする。第１６ 書類の経由この要綱による書類の提出は、原則として、研修実施場所を管轄する県民局を経由するものとする。附 則この要綱は、平成２４年１１月２０日から施行し、平成２５年４月１日以降に実施する介護職員初任者研修に適用する。附 則この要綱は、平成２７年１０月１日から施行し、平成２８年４月１日以降に開始する介護職員初任者研修に適用する。なお、平成２８年３月３１日以前に開始する研修については、従前のとおりとする。　附　則　この要綱は、平成３１年２月１日から施行する。 | 岡山県介護職員初任者研修事業者指定等に関する要綱第１ 趣旨岡山県における介護保険法施行令（平成１０年政令第４１２号。以下「政令」という。）第３条第１項第２号の規定に基づく介護職員初任者研修事業者（以下「事業者」という。）の指定及び介護職員初任者研修（以下「研修」という。）の指定については、政令及び介護保険法施行規則（平成１１年厚生省令第３６号。以下「省令」という。）及び介護職員養成研修の取扱細則について（介護職員初任者研修関係）（平成２４年３月２８日付け老振発第０３２８第９号厚生労働省老健局振興課長通知）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。第２ 定義(1) この要綱において、「介護職員初任者研修課程」とは、省令第２２条の ２３に規定する介護職員初任者研修課程をいう。(2) この要綱において「通学制」とは、研修における講義を通学の方法で行うことをいう。(3) この要綱において「通信制」とは、研修における講義の一部を通信の方法で、残りを通学の方法で行うことをいう。第３ 事業者の指定事業者の指定は、次により知事が行う。(1) 指定の要件事業者の指定を受けようとする者は、次に掲げる要件を満たさなければならない。ア　政令第３条第２項各号に掲げる要件イ　法人格を有すること。ウ　県内に、研修に係る事務を着実に処理することができる事業所を有すること。エ　事業者の指定を受けようとする者又はその代表者が、本県において事業者の指定の取消処分を受けていないこと又は取消処分を受けた日の翌日から起算して５年間を経過していること。なお、事業の指定を受けようとする者の役員が次の各号のいずれかに該当する場合は、指定を受けることができない。ア　暴力団員等（岡山県暴力団排除条例（平成２２年岡山県条例第５７条）第２条第３号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）に該当する者イ　暴力団（岡山県暴力団排除条例第２条第１項に規定する暴力団をいう。以下同じ）又は暴力団員等の統制下にある者ウ　暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者(2) 申請手続事業者の指定を受けようとする者は、初回の研修の開始予定日の３か月前の日までに、介護職員初任者研修事業者指定申請書（様式第１号）に、次に掲げる書類を添付して、知事に提出しなければならない。ただし、知事が特別な理由があると認めた場合はこの限りでない。また、この指定と併せて第４の規定による研修の指定を受けようとする者にあっては、ア（省令第２２条の２６第１項第４号から第６号までに係るものに限る。）及びイに掲げる書類の添付は、省略することができる。ア　省令第２２条の２６第１項第４号及び第６号から第８号までに掲げる書類並びに同項第５号に掲げる事項を記載した書類イ　研修を通信制で行おうとする場合にあっては、省令第２２条の２６第２項第２号及び第３号に掲げる書類ウ　登記事項証明書（ただし、地方公共団体が申請する場合を除く。）エ　資産の状況に関する書類（直近の損益計算書及び貸借対照表又はこれらに準ずる書類。ただし、地方公共団体が申請する場合を除く。）オ　会社案内冊子等の事業者の業務概要がわかる印刷物、事業者組織図カ　その他指定に関し知事が必要と認める書類(3) 申請書の補正知事は、申請書の内容に不備があると認めるときは、申請者に対し相当の期間を定めて補正を求めることができる。(4) 申請内容に関する報告又は実地調査知事は、指定の審査に当たり、申請者に対し必要に応じて報告を求め、又は実地調査を行うことができる。第４ 研修の指定研修の指定は、次により知事が行う。(1) 指定の要件研修の指定を受けようとする研修は、次に掲げる要件を満たさなければならない。ア　省令第２２条の２７に規定する基準を満たすこと。イ　第６から第９までの規定を満たすこと。(2) 申請手続事業者又は事業者の指定を受けようとする者（以下「事業者等」という。） は、研修の指定を受けようとするときは、研修の開始予定日の３か月前の日までに、介護職員初任者研修指定申請書（様式第２号）に次に掲げる書類を 添付して、知事に提出しなければならない。ただし、知事が特別の理由があると認めた場合はこの限りでない。ア　省令第２２条の２６第１項第４号及び第６号に掲げる書類並びに同項第５号に掲げる事項を記載した書類イ　研修を通信制で行おうとする場合にあっては、省令第２２条の２６第２項第２号及び第３号に掲げる書類ウ　日程、講師等一覧（様式第３号）エ　実習計画一覧（様式第４号）オ　研修の収支予算書カ　その他指定に関し知事が必要と認める書類(3) 規定の準用第３－（３）及び（４）の規定は、研修の指定の申請手続について準用する。(4) 受講者の募集事業者等は、研修の指定を受ける前に、当該研修に係る受講者の募集を行ってはならない。また、事業者は、受講申込受付時又は初回の講義時には受講申込を行った者が本人であるかどうかを公的証明書により確認しなければならない。第５ 変更又は廃止、休止若しくは再開の届出(1) 変更の届出事業者は、申請書の記載事項又は第３－（２）若しくは第４－（２）に掲げる書類に変更があったときは、１０日以内に介護員養成研修変更届出書（様式第５号）を、知事に提出しなければならない。(2) 研修事業の廃止、休止又は再開の届出ア　事業者は、第３の規定により指定を受けた研修事業を廃止し、休止し、又は再開したときは、１０日以内に介護員養成研修事業者廃止（休止・再開）届出書（様式第６号）を知事に提出しなければならない。イ　事業者が、研修を２年間にわたり開講しないときは、研修事業を廃止したものとみなす。(3) 研修の廃止、休止又は再開の届出事業者は、第４の規定により指定を受けた研修を廃止し、休止し、又は再開したときは、１０日以内に介護員養成研修廃止（休止・再開）届出書（様式第７号）を知事に提出しなければならない。第６ 研修科目等(1) 政令第３条第１項第２号に規定する基準に適合する研修科目、研修時間数及び通信形式で実施できる上限時間数は別紙１のとおりとする。(2) 研修科目ごとの内容等ア　カリキュラムは、別紙２のとおりとする。イ　講師の要件は別紙３号、実習を行うことができる施設等は様式第４号欄外記載施設とする。なお、講師については、考え方や内容の偏りが生じないよう適切に配置するものとする。第７ 実習の活用事業者は、研修を実施するにあたって必要に応じて実習を活用する場合は以下のとおり実施すること。(1) 実習を組み入れることができる科目は、「職務の理解」及び「振り返り」とする。この場合、当該各科目の全ての項目又は一部の項目のみを実習にあてることができる。(2) 実習実施に当たっては、実習施設及び当該施設実習指導者との連携の下に作成した実習プログラムに基づいて適切に行うこと。(3) 実習施設においては、実習指導者を置くものとする。第８ 研修内容等の公開及び事業者情報の開示事業者は、研修の受講を希望する者に研修内容等を明示するため、別紙４に掲げる事項について、ホームページ上で公開しなければならない。第９ 研修の修了評価(1) 事業者は、カリキュラムの全てに滞りなく出席し、修了時の評価基準に達した者に対し、省令第２２条の２５の規定に基づく修了証明書（様式第８号）を交付するものとする。(2) 修了評価は、筆記試験により１時間程度実施するものとし、修了評価に要する時間はカリキュラムの時間数には含めないものとする。(3) 事業者は、研修の一部を欠席した者で、やむを得ない事情があると認められる者については、研修科目数の概ね１割の範囲内で、補講を行うことにより出席したものとみなすことができる。(4) 事業者は、別紙２に示す知識、技能等の習得が十分でない受講者について、必要に応じて補講等を行った上で再評価を行うこととし、基準に達するまで修了させないものとする。第１０ 個人情報の保持(1) 事業者は、研修実施上知り得た研修受講者に係る個人情報を漏らしてはならない。(2) 事業者は、研修受講者が実習において知り得た個人情報の保持について、研修受講者が十分に留意するよう指導しなければならない。第１１ 関係書類の整備(1) 事業者は、研修に係る経理を他の経理と明確に区分し、会計帳簿、決算書類等研修実施に係る収支の状況を明らかにする書類を整備しておかなければならない。(2) 事業者は、研修への出席状況、成績、本人確認方法等研修受講者に関する状況を確実に把握し、記録しておかなければならない。(3) 事業者は、研修修了者名簿を永年保存し、その他の研修の実施に係る関係書類を研修の終了した年度から３年間保存するものとする。第１２ 研修実施報告事業者は、研修を終了した日から２か月以内に介護職員初任者研修実施報告書（様式第９号）に次に掲げる書類を添付して、知事に提出するものとする。ア　介護職員初任者研修修了者名簿（様式第１０号）イ　その他知事が必要と認める書類第１３ 研修の実施に関する実地調査、指示等(1) 知事は、必要があると認めるときは、事業者に対し、研修の実施に関する報告又は書類の提出若しくは提示を指示し、当該事業の実施状況及び当該事業に関する書類や設備、教材等を実地調査することができる。(2) 知事は、事業者に対し、研修の実施に関する内容の変更その他必要な指示をすることができる。第１４ 指定の取消し(1) 事業者の指定の取消し知事は、事業者が次のいずれかに該当するときは、事業者の指定を取り消すことができる。ア　申請、報告又は届出の内容に虚偽があったときイ　第３－（１）に掲げる要件を満たさなくなったときウ　第１３に定める調査・指示に従わないときエ　その他事業者として不適切と判断されるとき(2) 研修の指定の取消し知事は、指定した研修が次のいずれかに該当するときは、研修の指定を取り消すことができる。ア　申請、報告又は届出の内容に虚偽があったときイ　第４－（１）に掲げる要件を満たさなくなったときウ　事業者の指定を取り消したとき第１５ 書類の経由この要綱による書類の提出は、原則として、研修実施場所を管轄する県民局を経由するものとする。附 則この要綱は、平成２４年１１月２０日から施行し、平成２５年４月１日以降に実施する介護職員初任者研修に適用する。附 則この要綱は、平成２７年１０月１日から施行し、平成２８年４月１日以降に開始する介護職員初任者研修に適用する。なお、平成２８年３月３１日以前に開始する研修については、従前のとおりとする。 |